

令和7年度
秋田市職員採用試験受験案内書

保育士・学芸員・精神保健福祉士

秋田市が求める職員像

「市民・地域・組織にとって価値ある職員」

魅力あふれるまちづくりを実現するため、市民・地域・組織にとっての「価値」を常に考え、追求し、高めることのできる職員

○ 受付期間 令和7年8月18日(月)午前9時から9月5日(金)午後5時まで

○ 申込み方法 インターネット(電子申請)により申し込んでください。

次のURLから「受験申込みについて」にアクセスし、記載されている内容を確認の上、受付期間中に申込み手続きを行ってください。

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/saiyo/1002495/1046376.html>

※電子申請サービスのリンクは、令和7年8月18日(月)午前9時に公開予定です。

※2つ以上の試験区分へ申込みことはできません。また、申込み受付後は、今年度市が実施する他の採用試験(障がい者を対象とした採用試験を除く。)の申込みはできませんのでご注意ください。

○ 第1次試験 令和7年10月19日(日)

○ 試験会場 秋田市役所本庁舎5階

問い合わせ先

秋田市総務部人事課
〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1
TEL 018-888-5429
E-mail ro-gnps@city.akita.lg.jp

1 試験区分、採用予定人員および職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
保育士	4人	公立保育所における保育業務や保育に関する行政事務
学芸員	2人	美術館その他文化施設等における資料の調査・研究、企画展示業務等
精神保健福祉士	1人	保健所等における精神保健福祉相談や専門技術的業務

2 受験資格

(1) 保育士

昭和55年4月2日以降に生まれたかたで、保育士資格を有するかた又は令和7年度中に保育士資格を取得見込みのかた

(2) 学芸員

昭和55年4月2日以降に生まれたかたで、学芸員資格を有するかた又は令和7年度中に学芸員資格を取得見込みのかた

(3) 精神保健福祉士

昭和55年4月2日以降に生まれたかたで、精神保健福祉士資格を有するかた又は令和7年度中に精神保健福祉士資格を取得見込みのかた

◆次のいずれかに該当する場合は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・秋田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 提出書類および受験票について

(1) 提出書類

○自己申告票

次のURLから提出書類の様式を事前に取得・作成し、電子申請時に添付ファイルとしてご提出ください。

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/saiyo/1002495/1046389/1046397.html>

(2) 受験票

受付期間終了後、受験票ダウンロード通知のメールを順次送付します。10月14日（火）までにメールが届かない場合は、受信設定および登録したメールアドレスに誤りがないかご確認の上、人事課へお問い合わせください。

4 第1次試験

(1) 試験日時

集 合	試 験 種 目	試 験 時 間
令和7年10月19日（日） 午前9時40分	一般教養試験（共通）	10時00分～12時00分
	適性検査（共通）	12時10分～12時30分
	専門試験（保育士のみ）	13時30分～15時00分
	論文試験（学芸員のみ）	13時30分～15時00分

(2) 試験方法

試験区分	試 験 種 目	試 験 の 内 容	試験形式
各試験区分 共 通	一般教養試験	時事、社会・人文、自然に関する一般知識、文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題	択一式 (120分)
	適性検査	職場における適応性などについての検査	択一式 (20分)
保育士	専門試験	社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健 ※障害児保育については、上記いずれかの分野で出題することがあります。	択一式 (90分)
学芸員	論文試験	一般的な事務の遂行に必要な文章による表現力、理解力、文章構成力	記述式 (90分)

※ 精神保健福祉士は、一般教養試験と適性検査のみ実施します。

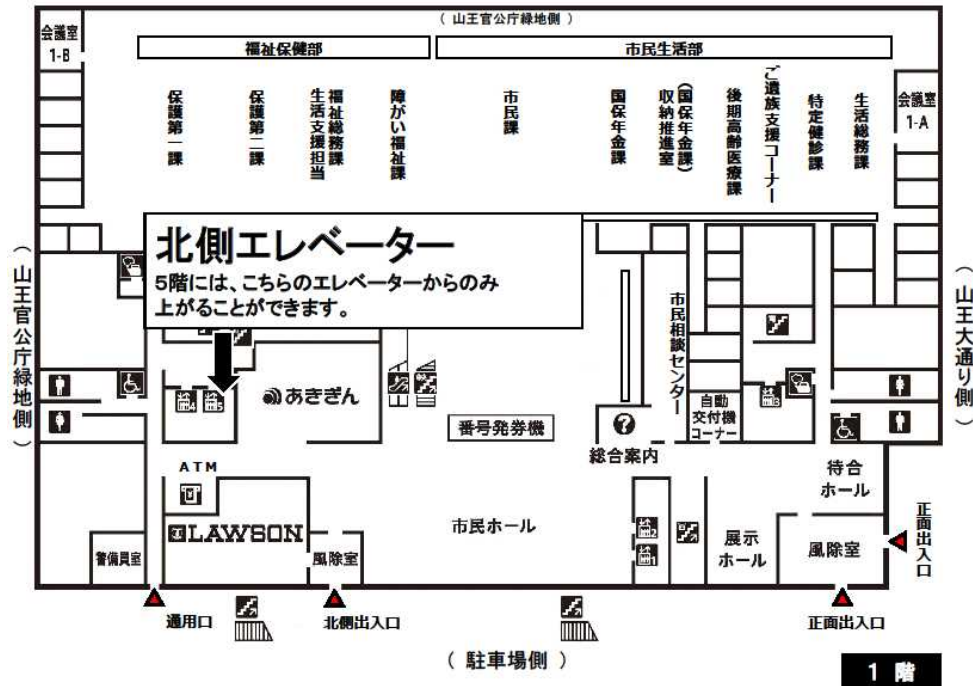
※ 基準点に満たない試験種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

※ 試験当日は、筆記用具（HBの鉛筆、プラスチック消しゴム）、受験票（スマートフォン等に保存した画像又は印刷した紙）を持参してください。

(3) 試験会場

秋田市役所本庁舎 5 階（秋田市山王一丁目 1 - 1）

※第 1 次試験の際は、次の案内図に従って、会場へお進みください。



(4) 第 1 次試験合格者の発表

令和 7 年 1 1 月 4 日（火）に受験番号を市本庁舎掲示場（1 階正面出入口）および秋田市ホームページに掲載するほか、合格者には文書で通知します。

※ 秋田市ホームページ「職員採用情報」のアドレス

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/saiyo/1002495/index.html>

5 第 2 次試験

(1) 試験日

令和 7 年 1 1 月上旬（日時については、第 1 次試験合格者に文書で通知します。）

(2) 試験方法

第 1 次試験の合格者について、面接試験を行います。

6 第 3 次試験

(1) 試験方法

第 2 次試験の合格者について、面接試験を行います。

(2) 試験日

令和 7 年 1 1 月下旬（日時については、第 2 次試験の合格者に文書で通知します。）

7 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行います。

申込書記載事項等に虚偽の申告があった場合は、採用しないことがあります。

8 最終合格発表

令和 7 年 1 1 月下旬に文書で通知します。

9 試験結果の開示

試験の結果については、口頭による開示請求ができます。受験者本人が受験票（スマートフォン等に保存した画像又は印刷した紙）を持参して、人事課に直接お越してください。開示は口頭により行います。なお、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです（土・日・祝日等は受付していません。）。

開示請求できるかた	開 示 内 容	開 示 期 間
第1次試験の不合格者	一般教養試験、専門試験、論文試験の各得点および順位	第1次試験合格発表の日から1か月間
第2次試験の不合格者	一般教養試験、専門試験、論文試験の各得点および順位	第2次試験合格発表の日から1か月間
第3次試験の受験者	一般教養試験、専門試験、論文試験の各得点および順位、総合評価	最終合格発表の日から1か月間

10 合格から採用まで

(1) 最終合格者の採用は、令和8年4月1日付けとなります。

最終合格のほかに補欠合格を決定する場合があります。補欠合格者は補欠合格者名簿に登録され、最終合格者の辞退等により欠員が生じた場合、成績順に採用を決定します。

なお、補欠合格者名簿は令和8年2月末日まで有効です。

(2) 最終合格者で、資格を取得見込みのかたは、令和7年度中に資格を取得できない場合、採用しません。

(3) 採用された場合は、給料（初任給は大学新卒の場合、令和7年4月現在で227,201円。このほか秋田市職員給与条例等に基づき、学歴および職歴等を換算して決定します。）のほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、住居手当等が給与規定により支給されます。

※ 条例等の改正（給与改定等）が行われた場合は、その定めるところによります。